

(第28次地方制度調査会第16回専門小委員会資料)

諸外国の大都市制度の比較

ドイツ

大都市制度の概要

《広域自治体》

クライス

《基礎自治体》

ゲマインデ

(連邦を構成する州)

都市州

(ベルリン州・ハンブルク州・ブレーメン州)

郡独立市

	都市州	郡独立市
憲法上の位置づけ (基本法)	あり(基本法前文)	なし
法令上の位置づけ	なし	州法
広域自治体との包括関係	クライスの区域外 ※連邦を構成する州とされる	クライスの区域外
特 徴	自治体の位置づけ ・ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ ・ クライスとゲマインデの位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ 連邦を構成する州・クライス・ゲマインデの事務を行う	事務配分の特例 ・ クライスとゲマインデの事務を行う
	組織の特例 ・ その内部に区を有する ・ 直接公選の議員からなる区議会あり	組織の特例 ・ 州によっては、その内部に区を設定することができる ・ 区には代表者会議あり

(注1) 都市州(Stadtstaat)は、州と市双方の性格を有する。ベルリン州は12の区で構成され、任期4年の直接公選の議員からなる区議会を有する。区議会から区長と理事が選任され、執行部を形成。ハンブルク州は7つの区で構成され、任期4年の直接公選の議員からなる区議会を有する。任期6年の区長は区議会議員の中から選任されるが、ハンブルク市議会の承認が必要。ブレーメン州はブレーメン市及びブレーマーハーフェン市から成る。ブレーメン市は22の区議会を有し、区議会の構成員は拘束名簿式比例代表選挙で選出され、任期は4年。ブレーマーハーフェン市は、ブレーメン市と異なり、独自の市基本条例の下、市議会や政府を有している。

(注2) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口10万人以上、バイエルン州では人口5万人以上の都市を郡独立市(Kreisfreie Stadt)としている。州の中で唯一ザールラント州には郡独立市が存在しない。

(注3) 例えばノルトライン＝ヴェストファーレン州の郡独立市のひとつであるデュッセルドルフ市には10の区(Stadtbezirk)が設けられており、任期4年の直接公選の議会からなる代表者会議を有する。

(注4) 州によっては、一定の人口規模以上のゲマインデが郡所属市(Kreisangehörige Stadt)として位置づけられ、クライスの権限の一部を処理する例がある。例えば、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では人口2万5千人以上の市を中規模都市(Mittlere Kreisangehörige Stadt)、人口6万人以上の市を大規模都市(Große Kreisangehörige Stadt)と位置づけられている。

フランス

《広域自治体》

レジオン

デパルトマン

《基礎自治体》

コミューン

マルセイユ
リヨン

パリ

大都市制度の概要

	パリ	マルセイユ・リヨン
憲法上の位置づけ	あり(憲法第 72 条第 1 項)「特別な地位を持つ地方団体」	
法令上の位置づけ	3 市を対象とする大都市法(1982. 12. 31 公布)	
広域自治体との包括関係	デパルトマンの区域外	デパルトマンに包括される
特 徴	自治体の位置づけ ・ デパルトマンとコミューンの位置づけを併せ持つ	
	事務配分の特例 ・ デパルトマンとコミューンの両方の事務を行う	
	組織の特例 ・ 区あり ・ 区議会あり	
	国に留保される権限 ・ 警察権限(パリ警視総監)	

(注 1) 区議会の数：パリ=20、マルセイユ=16、リヨン=9

(注 2) マルセイユでは、16 の区が 2 区ずつまとめられて 8 連合区を構成し、連合区ごとに区議会が設置されている。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『フランスの地方自治』(2002. 1)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998. 3)、東京都政策報道室『諸外国における大都市制度のあり方に関する調査報告書(その 2)』(1999. 3)、山下茂他『比較地方自治』(増補改訂版 第一法規 1996. 9)

イギリス

大都市制度の概要

《広域自治体》

GLA

カウンティ

《基礎自治体》

ロンドン区・シティ

大都市圏
ディスト
リクト

ディスト
リクト

ユニタリー

	ロンドン区・シティ	大都市圏ディストリクト
憲法上の位置づけ		
法令上の位置づけ	London Government Act 1963 等	Local Government Act 1972 等
広域自治体との包 括関係	GLAに包括される	広域自治体の区域外
特 徴		自治体の位置づけ ・ 広域自治体と基礎自治 体の位置づけを併せ持 つ
		事務配分の特例 ・ ごみ処理・消防・緊急時 計画以外の広域自治体 の事務と基礎自治体の 事務を行う(ごみ処理・ 消防・緊急時計画は大都 市圏事務組合が行う)

(注1) イギリスには憲法典はなく、イギリス議会が制定する法律及び慣習法がそのよりどころとなっている。

(注2) ロンドン区・シティを包括する GLA (Greater London Authority: Greater London Authority Act 1999 に基づく。)は、公選のロンドン市長、ロンドン議会、事務局、市長室及び議会事務局で構成された組織(職員約400名)と4つの実務機関(首都警察局、ロンドン消防・緊急時計画局、ロンドン交通局、ロンドン開発公社)から構成されている。広域自治体である GLA は、ロンドン全域にわたる①公共交通②地域計画③経済開発及び都市開発④環境保全⑤警察⑥消防及び緊急計画⑦文化、メディア及びスポーツ⑧保健衛生などの分野でのロンドン全域に係る企画・調整を行い、基礎自治体であるロンドン区・シティは、住民への行政サービスを行う。

(注3) 上記はイングランド地方のみのデータである。ウェールズ地方及びスコットランド地方はユニタリーのための1層制、北アイルランド地方はディストリクトのための1層制である。

アメリカ

大都市制度の概要

《広域自治体》

カウンティ

《基礎自治体》

シティ・タウン・
ヴィレッジ等

ワシントン
D.C.

ニュー
ヨーク
シティ

- (注1) ワシントンD.C. はいかなる州にも属さない。
 (注2) ワシントンD.C. の近隣地区諮問委員会はきめの細かい住民福祉施策を浸透させるための組織であり、その下に近隣計画委員会を設置し、約2000人に1人の割合で委員(無報酬)を選出している。
 (注3) ワシントンD.C. 市議会は議決した条例案は、連邦議会の審議を経なければならず、連邦議会は拒否権を有している。また、ワシントンD.C. 市予算は、連邦の承認を必要とする。
 (注4) ニューヨークシティは5つのカウンティ(①ニューヨークカウンティ②キングスカウンティ③クイーンズカウンティ④ブロンクスカウンティ⑤リッチモンドカウンティ)とシティ等が統合(Consolidation)されたものであり、日本における都道府県と市町村の垂直的統合に相当するものである。
 (注5) ニューヨークシティは、5つの区(borough)(①マンハッタン区②ブルックリン区③クイーンズ区④ブロンクス区⑤リッチモンド区)を有する。
 (注6) ニューヨークシティのコミュニティ委員会は1975年に住民参加と分権を促進させるために作られた。この委員会は区長が任命する50人以内の委員で構成される。

	ワシントンD.C.	ニューヨークシティ
憲法上の位置づけ (合衆国憲法)	なし	
法令上の位置づけ	District of Columbia Home Rule Act	New York City Charter
広域自治体との包括関係	カウンティの区域外 ※連邦の州にも属さない特別の団体	カウンティの区域外
特 徴	自治体の位置づけ ・ カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ	自治体の位置づけ ・ カウンティとシティ等の位置づけを併せ持つ
	事務配分の特例 ・ カウンティとシティ等の事務を行う	事務配分の特例 ・ カウンティとシティ等の事務を行う
	組織の特例 ・ 近隣地区諮問委員会あり	組織の特例 ・ 区あり ・ 公選の区長あり ・ コミュニティ委員会あり
	国に留保される権限 ・ 連邦議会は合衆国政府の所在地となるべき地区に対していかなる事項についても排他的立法権を行使する(合衆国憲法第1条第8節第17項)	

イタリア

大都市制度の概要

《広域自治体》

レジオーネ

プロヴィンチア

《基礎自治体》

コムーネ



	ローマ	大都市
憲法上の位置づけ	あり(憲法第114条第3項)	あり(憲法第114条第1項・第2項)
法令上の位置づけ	なし	大都市圏内の中心都市と周辺コムーネの間で形成(地方自治法典第23条) ※現在のところ指定されていない
広域自治体との包括関係	プロヴィンチアに包括される	プロヴィンチアの区域外
特徴	憲法において首都であることを規定	自治体の位置づけ ・プロヴィンチアとコムーネの位置づけを併せ持つ
		事務配分の特例 ・プロヴィンチアの事務に加え、コムーネの事務のうち大都市行政に関するものを所掌する

【参考】大都市圏

トリノ・ミラノ・ヴェネチア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、パリ、ナポリ及びこれらの都市と密接な関係のあるコムーネによって形成(地方自治法典第22条)

※区域であり、地方公共団体ではない

(注1) 「大都市」は、「大都市圏」と同様、中心となるコムーネを含む複数の自治体からなる広域圏である。

(注2) 大都市の設立に際しては、中心都市の首長(シンダコ)並びに当該地域の県知事は、関係地方公共団体の発議に基づき、その代表者会議を招集。同会議は区域、組織、内部規程、権限を明記した大都市憲章の議案を採択。大都市を設置する議案は採択された後、180日以内に関係コムーネの住民投票にかけられる。大都市に参加するコムーネの過半数により賛成の意思が示された場合、大都市設置の議案可決。この場合、同議案は州によって国会に90日以内に提出され、法律に照らした後、承認。

(注3) 大都市の組織、選挙方式、任期についての法律は検討中とされており、当面、大都市における機関相互の権限、責任の配分についてはプロヴィンチアの規定が準用される。

(注4) 大都市はプロヴィンチアとしての権能を持つため、大都市の区域を含んでいたプロヴィンチアの区域から大都市区域が消滅し、プロヴィンチアの区域が新たに定められることとなる。

(注5) 大都市は、一般的にコムーネの権限内にある事務のうち効率性・経済性の観点から広域的に行うべきである事務について、大都市設置の際に、それらのコムーネ事務に関する大都市での処理についてレジオーネが定めることができる。なお、コムーネの事務のうち大都市行政に関係しないものは、大都市を構成する個々のコムーネが処理する。

(注6) 2001年の憲法改正により、大都市及び大都市圏を構成するコムーネのうちローマはイタリア共和国の首都とされた。

(注7) 大都市圏は人口の集中する大都市地域における行政の問題を処理するために設けられた制度。広域行政の区域指定に関する制度であり、それ自身は地方公共団体ではない。

出典：外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>、自治体国際化協会『イタリアの地方自治』(2004.2)、横浜市企画局(社)神奈川県地方自治研究センター『諸外国における大都市制度の比較調査』(1998.3)